

議案第7号

市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例案

(市長の専決処分事項に関する条例の一部改正)

第1条 市長の専決処分事項に関する条例(昭和24年大阪市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の規定により、次に掲げる事項は、市長がこれを専決処分することができる。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 1件100,000円以内において地方自治法第243条の2の8第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること</p> <p>[(4)~(8) 略]</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の規定により、次に掲げる事項は、市長がこれを専決処分することができる。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 1件100,000円以内において地方自治法第243条の2の2第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること</p> <p>[(4)~(8) 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年大阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは本市の執行機関である委員会の委員若しくは委員又は本市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定に</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは本市の執行機関である委員会の委員若しくは委員又は本市の職員(同法第243条の2の2第3項の規定によ</p>

<p>よる賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害賠償責任の一部を免れさせることを目的とする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等が本市に対して損害を賠償する責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について、当該責任を免れさせる。</p> <p>(1) 市長 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額(以下「基準給与年額」という。)に6を乗じて得た額</p> <p>[(2)~(4) 略]</p>	<p>る賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害賠償責任の一部を免れさせることを目的とする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 市長 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額(以下「基準給与年額」という。)に6を乗じて得た額</p> <p>[(2)~(4) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市中心卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市中心卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和41年大阪市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により中央卸売市場事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により中央卸売市場事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000</p>

円を超える場合とする。	円を超える場合とする。
-------------	-------------

(大阪市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を超える場合とする。</p>

(大阪市港営事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 大阪市港営事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により港営事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>第8項の規定により港営事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を超える場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月9日提出

説 明

地方自治法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、市長の専決処分事項に関する条例ほか4
条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。